

料金表

(介護給付サービス分)

サービス		算定根拠			サービス費 (10割)	利用者負担金 (1割)	利用者負担金 (2割)	利用者負担金 (3割)
		介護報酬 単位	特定 事業所 加算II	処遇改善 加算I (注1)				
生活2	20分以上45分未満	179	18	48	約 2,501 円	約 251 円	約 501 円	約 751 円
生活3	45分以上	220	22	59	約 3,073 円	約 308 円	約 615 円	約 922 円
身体1	20分以上30分未満	244	24	66	約 3,410 円	約 341 円	約 682 円	約 1,023 円
身体2	30分以上60分未満	387	39	104	約 5,411 円	約 542 円	約 1,083 円	約 1,624 円
身体1 生活1	身体30分未満 + 生活援助20分以上45分未満	309	31	83	約 4,318 円	約 432 円	約 864 円	約 1,296 円
身体1 生活2	身体30分未満 + 生活援助45分以上	374	37	101	約 5,227 円	約 523 円	約 1,046 円	約 1,569 円
身体2 生活1	身体30分以上身体60分未満 + 生活援助20分以上45分未満	452	45	122	約 6,319 円	約 632 円	約 1,264 円	約 1,896 円

(注1) 1ヶ月のサービスごとの合計単位の24.5%が処遇改善加算の単位となります。
上記処遇改善加算は、1回に換算した場合のおおよその単位となります。
※介護報酬単位に特定事業所加算IIを合計し、この合計した単位に処遇改善加算24.5%をかけた単位を合算した単位に、
地域加算(1単位=10.21円)をかけて計算した金額の1割もしくは2割3割が負担金となります。

サービス	算定根拠		サービス費 (10割)	利用者 負担金 (1割)	利用者 負担金 (2割)	利用者 負担金 (3割)
	介護報酬 単位	処遇改善 加算I				
北九州市予防給付型訪問サービスI	1,176	288	約 14,947 円	約 1,495 円	約 2,990 円	約 4,485 円
北九州市予防給付型訪問サービスII	2,349	576	約 29,864 円	約 2,987 円	約 5,973 円	約 8,960 円
北九州市予防給付型訪問サービスIII(要支援2のみ)	3,727	913	約 47,374 円	約 4,738 円	約 9,475 円	約 14,213 円
北九州市生活支援型訪問サービスI	921	226	約 11,710 円	約 1,171 円	約 2,342 円	約 3,513 円
北九州市生活支援型訪問サービスII	1,840	451	約 23,391 円	約 2,340 円	約 4,679 円	約 7,018 円
北九州市生活支援型訪問サービスIII	2,762	677	約 35,112 円	約 3,512 円	約 7,023 円	約 10,534 円

※予防給付型サービス及び生活支援型サービスにつきましては、介護報酬単位と介護報酬単位に処遇改善加算24.5%をかけた単位を合算した単位に、
地域加算(1単位=10.21円)をかけて計算した金額の1割もしくは2割3割が負担金となります。

- ◆ 利用料金設定の基準となる時間は、担当ケアマネジャーの作成したケアプラン表を基準とします。
- ◆ 自己負担金は郵便通帳からの自動引落となっております。毎月10日頃、ご自宅に請求書を郵送いたしますので、ご確認のうえ入金いただきますようお願い申し上げます。
なお、引落日は毎月20日となっております。
- ◆ 八幡西区・八幡東区・中間市・直方市への訪問の際にかかる交通費は無料です。
それ以外の地域の訪問の際にかかる交通費は実費をいただきます。
- ◆ ご利用者さまの都合で連絡なしに突然キャンセル(ヘルパーが訪問した際不在だった等)された場合はキャンセル料として、1,000円いただきます。当日の急病や急な親族との外出等不測な用件の際は当ヘルパーステーションにご連絡ください。その場合は、キャンセルに関する費用は不要となります。
- ◆ 訪問介護利用者については、基本料金に対して早朝(午前7時から午前8時)、夜間(午後6時から午後8時)帯は、上記料金の25%増しとなります。また、やむを得ない事情かつ、ご利用者さまの同意を得て、2人で訪問した場合は、2人分の料金となります(厚生労働省基準に準ずる)

〒807-1131

北九州市八幡西区馬場山東1丁目3-22

Tel(093)617-5773

倫尚会ホームヘルプステーション オアシス

(4070700358)

令和6年6月1日適用